

『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』

作成日： 令和5年4月28日

事業所名： TAKUMI 堺

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	ガイドラインにて推奨される児童発達支援事業に必要な2~3倍の床面積がある。 状況に応じてエリア分け等で、適切なスペースを確保している
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	児童指導員を加配しており、基本的に指導員3名体制で運営している。 また同時に利用する人数から見ても適切な人数であると考える。あい・さかいサポートリーダーは設置できていない。
	③送迎体制・添乗員の確保	送迎なし
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	建物入り口から事業所まで段差は無く、 事務所内も開放的な形に加えて、開き戸には指詰めカバーを付けたりイラスト付きの案内を各部屋に貼り、視覚的に分かりやすくする等、バリアフリー化や環境に配慮している。
	⑤職員の健康診断の実施	社員は年に一度会社負担で実施。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	毎年保護者に対しアンケートへの協力を依頼し、ご意見を真摯に受け止めると共に、可能な範囲で最大限の業務改善を図っていく。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 (障害児通所支援事業者育成事業利用の有無)	定期的に虐待防止委員会、研修を行い、虐待防止に努めている。
	③虐待防止等のための責任者を設置	管理者が責任者となり、重要事項説明書にも明記。
	④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映	苦情・相談等についてはマニュアルに沿って適切に対応していく予定。対応の体制は整備しており、契約時に説明もしている。

3 適切な支援の提供	①児童発達支援管理責任者による放課後等デイサービス計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）	保護者と直接面談を行い課題やニーズを把握し、職員間で支援計画についてのミーティングを実施した後に支援計画を作成している。 支援目標、支援内容などを常に確認できる状態でサービス提供前後のミーティングを行い、児童発達支援計画に沿った支援を心がけている。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	最低でも半年ごとに保護者と面談及び職員間で支援計画ミーティングを行い支援計画の見直しの必要性を判断し、更新している。
	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	基本的には集団活動を行っているが、保護者と面談を行い、必要・希望に応じて個別活動を取り入れている。
	④ミーティング等の実施	職員間でミーティングを行い、活動プログラムを組み、実施している。
	⑤支援内容の記録	利用児童ごとにサービス提供記録と日報に支援内容、課題、気付いた事、特記事項を記録し、支援の検証・改善も図っている。
4 関係機関との連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	開所より現在まで利用児童についてサービス担当者会議が行われた事は無いが、行われる場合は基本的に児発管が参加する予定。
	②学校との連携	学校との情報共有はほとんど行っていないが、保護者を介して学校の情報は頂いており、必要に応じて学校に対して個別に連絡等は行っている。
	③他の放課後等デイサービス事業所、障害福祉サービス事業所等との連携	広く連携している訳ではないが、利用者の利用している他事業所とは連絡を取り、情報共有する事もある。
	④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制	当事業所には医療的ケアが必要な児童は在籍していない。
	⑤学校を卒業する際の就労移行支援（引継ぎ等）、就学前施設との連携（情報共有・引継ぎ等）	連携等は出来てない。

	⑥「あい・ふあいる」の活用	十分に活用できていないため、まずは職員への周知から始めていきたい。
5 保護者への説明責任等	①事業所で実施している支援（支援内容、プログラムなどを記載してください。）	運動プログラムを中心に、お子様の苦手や得意を見つけ、身体能力の向上はもちろん、自己肯定感やソーシャルスキルの向上を目指していきます。 お子様一人ひとりの得意苦手にあわせたプログラムで支援していきます。
	②運営規程、支援内容、利用者負担の説明	契約時に用意した書面をもとに口頭でも説明。
	③保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	その都度適宜回答し、職員間で共有、記録している。 1人の判断で回答できないものはミーティングを経て回答している。
	④会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	希望のある方には毎月活動の様子を写真等で送付している。また行事予定等も適宜発信している。
	⑤日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	支援終了時に毎回指導員が支援内容や目的、児童の状態等を直接話し、保護者からの意見やニーズも受け止め、共通理解を持てるようにしている。
	⑥おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	現在、実費は発生していない。
	⑦身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	緊急時である場合などを考えると、現場の指導員に最低限の裁量がある事は否定できないが、組織的に適用条件・適用後の対応などを決定し、保護者には契約時に丁寧に説明し同意を頂いている。また児童発達支援計画にも記載している。
	⑧個人情報の適切な取扱い	個人情報が含まれるものはファイリング後に書庫保管を基本とし、廃棄する場合はシュレッダーにかけて廃棄している。
6 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等の整備と職員、保護者への周知	名称は違うが左記マニュアルと同様のマニュアルは策定しており、研修を通じて職員に周知しているが、保護者には周知していない。

	<p>②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施</p>	<p>定期的に避難訓練を実施している。</p>
	<p>③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有</p>	<p>事例が起きるごとに作成し、職員内で共有している。また今後の対応などをミーティングし改善を図っている。</p>
	<p>④サービス提供中の事故を防ぐための取組等</p>	<p>少人数のグループに分け療育を行う事により、指導員の目が全てのお子様が届くよう工夫しております。</p>
	<p>⑤感染症対策の実施</p>	<p>毎日消毒を行っている。また、窓を開けることに加えて空気清浄機を設置し、換気も行っている。</p>
<p>7 その他</p>	<p>①地域との交流</p>	<p>地域交流の機会は持つことができていない。</p>